

佐賀県困難な問題を抱える女性への
支援基本計画

令和6年3月
佐賀県

<目次>

1. 基本的な考え方	1
2. 目指す姿と課題	1
(1) 目指す姿	1
(2) 課題	2
3. 計画の体系	3
4. 支援の内容	4
5. 支援の体制	6
6. 目標の設定	8
7. 佐賀県の現状	10
8. 位置付け	16
(1) 策定の趣旨	16
(2) 計画の位置づけ	16
(3) 計画の期間	16

◎令和6年4月1日から、「婦人相談所」は「女性相談支援センター」、「婦人保護施設」は「女性自立支援施設」、「婦人相談員」は「女性相談支援員」に名称変更されます。
（「7. 佐賀県の現状」では、現行の名称(婦人相談所等)を使用）

1. 基本的な考え方

女性は、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他のさまざまな事情により、日常生活又は社会生活を営むにあたり、女性であることによりさまざまな困難な問題に直面することが多いという実情があります。

佐賀県で困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題、その背景、心身の状況などに応じた最適な支援を、関係機関や民間団体との協働により、早期から切れ目なく受けられるよう、体制を整え、さまざまな施策を実施します。

○本計画における「困難な問題を抱える女性」

本計画において「困難な問題を抱える女性」とは、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他のさまざまな事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」と定義します。これは、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第2条に基づくものです。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律は、そもそも、女性が、女性であることにより、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的被害に、より遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在することのほか、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等に陥るおそれがあること等を前提としています。

このような問題意識のもと、上記に定義する状況に当てはまる女性であれば、年齢、障害の有無、国籍等を問わず、性的搾取により従前から婦人保護事業の対象となってきた者を含め、必要に応じて本計画の支援の対象者となります。

2. 目指す姿と課題

(1) 目指す姿

佐賀で生きる全ての女性の人権が尊重され、
女性が安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現

困難な問題を抱える女性も含めた佐賀で生きる全ての女性の人権が、年齢、障害の有無、国籍等を問わず尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせると実感できる社会の実現を目指します。

(2) 課題

目指す姿の実現にあたって、県内の困難を抱える女性への支援に関して、現状では以下のような課題があると認識しています。

ア 問題が潜在化している可能性がある

- 困難を抱える女性の現状把握の困難さや相談支援機関の周知が必要な人に届いていない、特に、性被害や思いがけない妊娠、生活困窮等の問題を抱える若年女性へのアプローチが足りていないといった声があります。
- 相談先や支援制度を知らないだけでなく、DVの加害者等からの支配により自分からSOSを発信できない女性や、困難な状態が慢性化してしまっていて困難を抱えている自覚がない女性にどうアプローチしていくかという視点も必要です。
- 問題の背景に別のさまざまな問題が潜んでいることも多く、問題の複合化、複雑化により、核心が見えにくい場合もあります。
- 支援対象者の早期把握と丁寧な聴取等により問題を顕在化することが必要です。

イ 支援につなげる体制が必要

- 困難を抱える女性の支援については、相談窓口から適切な支援機関につなぐことが必要です。
- 安全面の支援、医療的支援、こどもに係る支援、法的支援、そして自立のための住宅の確保や就労支援、経済的支援といった各種支援機関との連携により最適な支援につなぐことが大切であり、そのために各種支援機関との連携を図る必要があります。
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する施策を確実に対象者に届けるためには、女性支援に関する知見や経験、支援技術を持ち、柔軟な対応が可能な民間支援団体との協働も重要です。

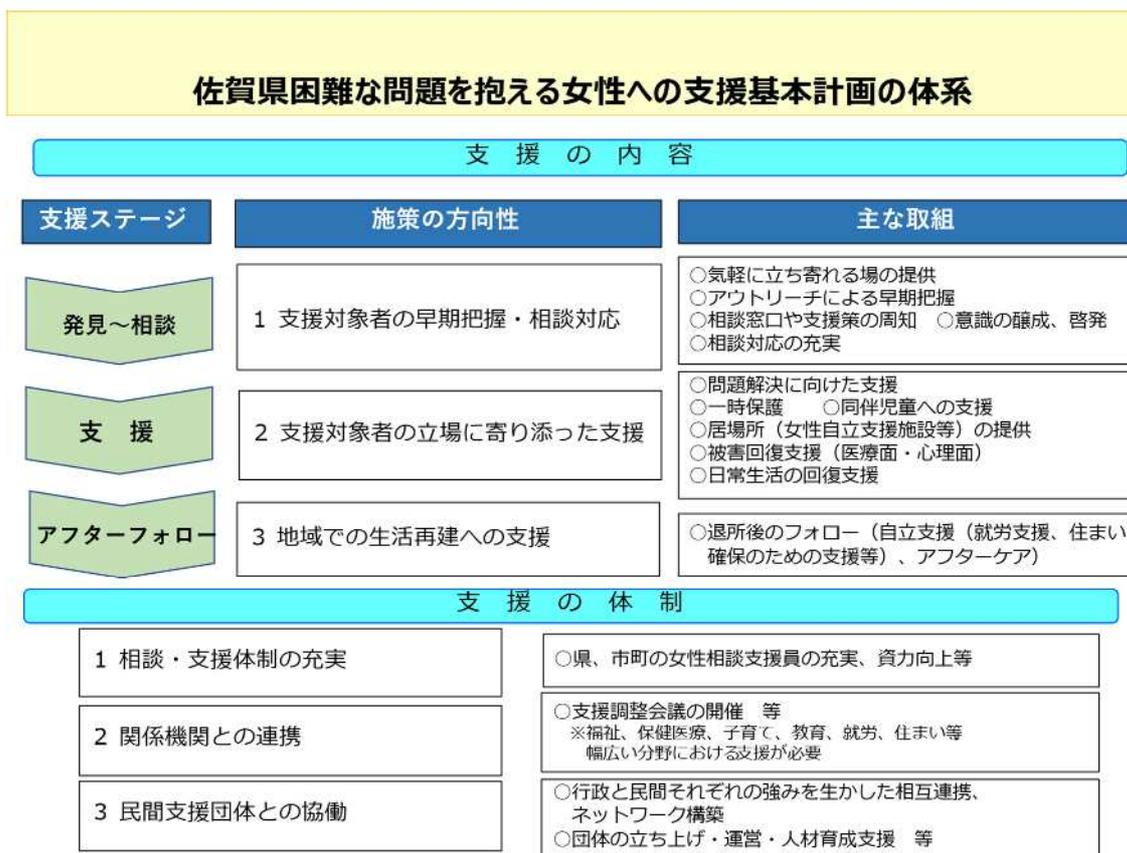
ウ 支援対象者に寄り添った支援が必要

○ 困難な問題を抱える女性の中には、自ら積極的に支援について情報収集できる人がいる一方、相談の電話をかけることにも高いハードルを感じる人、支援のための手続きを一人ではできない人、同伴すべき家族がいる人など、その状況等はさまざまです。

○ 相談者が必要とする関係機関・部署への同行等相談者に寄り添った丁寧な支援を切れ目なく実施することが必要です。

3. 計画の体系

目指す姿の実現に向け、課題の解決を図ります。



4. 支援の内容

目指す姿の実現のため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の基本理念や主旨を踏まえ、支援のステージに応じて多様な支援を切れ目なく実施します。

支援にあたっては、支援対象者の意思を尊重し、抱えている問題とその背景、心身の状態に十分配慮します。

(1) 支援対象者の早期把握・相談対応（支援ステージ：発見～相談）

（方針）

潜在的に存在する支援対象者を早い段階で把握できるよう、さまざまな方法で困難な問題を抱える女性にアプローチし、相談対応から最適な支援につなぎます。すぐには支援につなげることができなくても、継続して関わりを保つよう努めます。

（主な取組）

- ・ 支援者や他の女性との交流等が相談のきっかけとなるような、気軽に立ち寄って集える場の提供
- ・ 支援対象者と考えられる女性の情報を入手した場合、支援機関等からのアプローチ（アウトリーチ）による状況の早期把握
- ・ SNSの利用などによる相談窓口や支援策の効果的な周知
- ・ 「自己がかけがえのない個人であること」、「困難に直面した場合は支援を受けることができること」という意識の醸成
- ・ 女性支援施策に関する一般県民に対する教育・啓発、広報等
- ・ 最適な支援が期待できる関係機関への確実なつなぎ（必要に応じて）
- ・ 支援への道が途切れることがないよう継続フォロー（必要に応じて）

(2) 支援対象者の立場に寄り添った支援（支援のステージ：支援）

(方針)

それぞれの相談者が抱える困難の原因、問題の背景等を理解し、支援対象者の意思を最大限に尊重しながら、関係機関と連携して支援を実施します。また、支援対象者の状況に変化がある場合には、その状況に応じて柔軟に対応しながら、必要な支援を継続します。

(主な取組)

- ・ 支援対象者が抱える課題に応じ、迅速かつ適切な一時保護の実施
 - ※支援対象者の状況や意思に応じて、一時保護委託を活用
 - ※同伴児童への支援（学習支援・心理的支援等）
- ・ 被害からの回復支援（医療面・心理面）
- ・ 地域での日常生活の場確保までの住まい（女性自立支援施設等）の提供
- ・ 安全かつ安心できる環境の下、日常生活回復のための女性自立支援員や指導員による生活支援の実施
- ・ 特に配慮が必要な場合（ひとり親、若年女性、特定妊婦、外国籍の方、障害のある方等）の支援団体等との連携

(3) 地域での生活再建への支援（支援のステージ：アフターフォロー）

(方針)

一時保護所や女性自立支援施設等の退所後、安定的に日常生活や社会生活を営むことができるよう自立を支援します。

(主な取組)

- ・ 支援対象者の希望や意思を引き出すための十分な情報提供に基づく丁寧な支援の実施と自立支援方針の検討（女性相談支援センターや市町）
- ・ 自立支援計画の策定と計画に基づく支援（女性自立支援施設・各支援機関）
- ・ 退所後一定期間以内の者への電話等によるアフターケア（女性相談支援センターや女性自立支援施設）

5. 支援の体制

困難な問題を抱える女性の支援に当たっては、支援に関わるすべての関係機関や民間支援団体などと連携し、協働していくことが求められるため、民間支援団体や関係機関と連携して最適な支援を提供できるよう、支援人材の育成やネットワークの構築など、支援体制の充実に努めます。

(1) 相談・支援体制の充実

(方針)

問題の顕在化や相談対応・支援内容の充実を図るため、女性相談支援員の増員や配置、資力向上、処遇改善に努めます。

(主な取組)

- ・ 女性相談支援員の増員（県）又は配置（市町）
- ・ 研修受講の機会確保等による女性相談支援員等の資力向上
- ・ 女性相談支援員の処遇改善に向けた検討

(2) 関係機関との連携

(方針)

女性の抱える問題は多様化、複雑化、複合化していることから、福祉、保健医療、子育て、住まい、教育、警察、司法など支援対象者の抱える問題に合わせて、適切な支援機関に円滑につなげるよう、関係機関間の連携を図ります。

(主な取組)

- ・ 支援調整会議の開催等（県内関係機関との連携強化）

(3) 民間支援団体との協働

(方針)

行政等公的機関を苦手とする支援対象者へのアプローチなどは民間支援団体の強みであり、行政等公的機関による広範な分野の支援施策とそれぞれの強みを生かすため、これまで以上の民間支援団体との協働が可能になるよう、相互連携を深めていきます。

(主な取組)

- ・行政と民間それぞれの強みを生かした相互連携、行政と民間及び民間支援団体間のネットワーク構築
- ・民間支援団体による支援検討の場における連携
- ・女性支援を行う意向のある民間団体の立ち上げ・運営・人材育成支援

6. 取組目標

支援施策を実施にあたって、以下の取組目標を設定します。

(目標1) 市町における女性相談支援員の配置

市町は、支援対象者にとって、最も身近な相談支援機関です。女性相談支援員の存在が相談のきっかけとなり、また、女性相談支援員の相談対応により問題が顕在化していくこと、さらに、一時保護所等からの退所後の自立支援を行うことから、各市町において、女性相談支援員の配置に努めます。

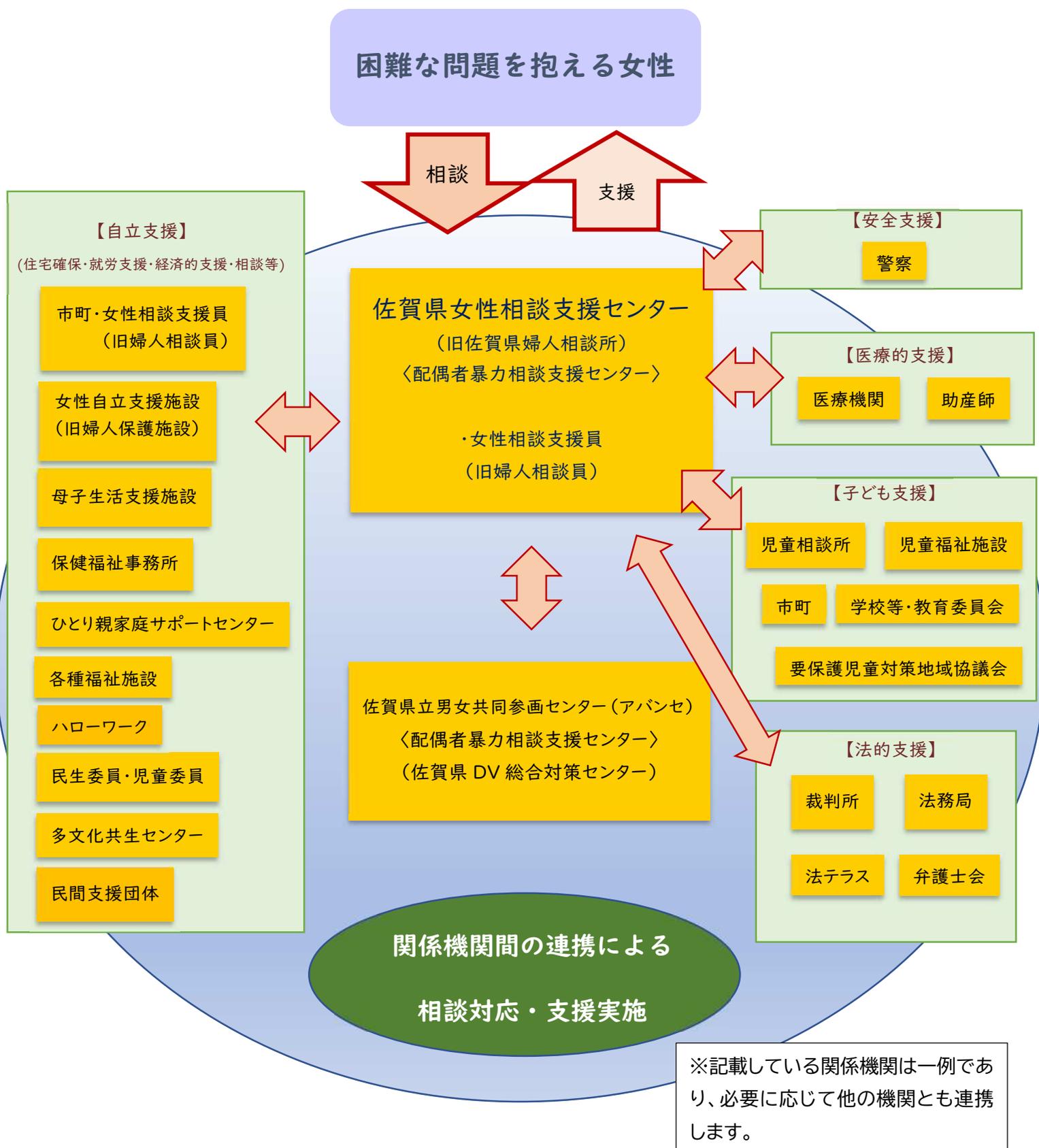
(目標2) 女性相談支援員等に対する資力向上研修の開催

相談機関に相談される内容は様々であり、まずは相談内容や困難な問題の背景をしっかりと理解して対応すること、他の関係機関との連携が必要と考えられる場合は、その問題に対して専門性があり、最適な支援が期待できる関係機関につなげていくことが必要であることから、女性相談支援員等に対する資力向上研修を実施します。

(目標3) 令和6年度中に県の支援調整会議の開催

支援を適切かつ円滑に行うためには、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他関係者の緊密な連携が必要不可欠です。令和6年度に県の支援調整会議を立ち上げ、関係者間の連携を強化し、顔の見える関係を構築します。

困難な問題を抱える女性と関係機関のイメージ図



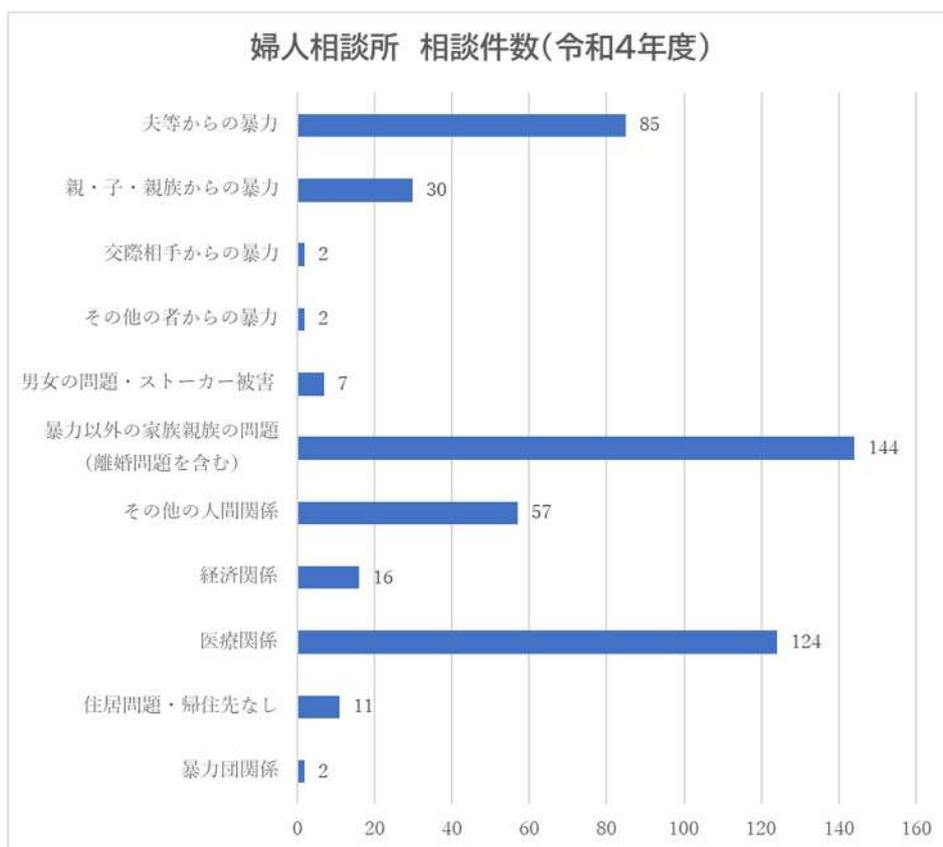
7. 佐賀県の現状

ア 県婦人相談所の利用者の状況等

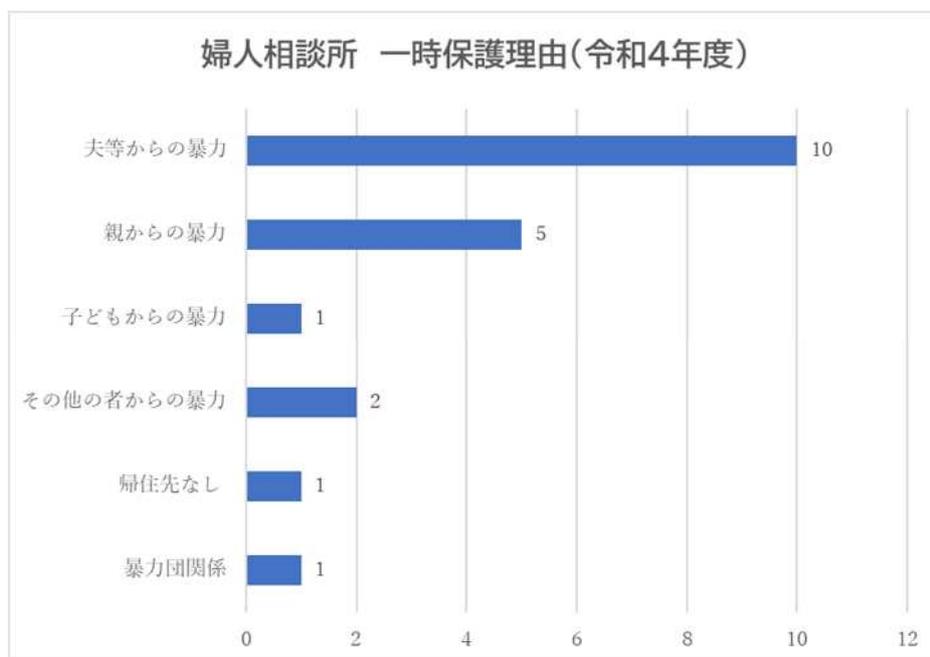
県婦人相談所は、売春防止法を根拠とした要保護女子のほか、配偶者(事実婚を含む。)からの暴力を受けた者、及び、家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者に関する様々な問題に関する相談対応や一時保護などを実施しています。また、配偶者暴力防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターとしての機能も果たしています。

令和4年度の相談件数は、延べ 480 件となっており、その相談内容の内訳は、「夫等の暴力」や「親・子・親族からの暴力」といった「配偶者を含む家族・親族の暴力関係」が 115 件(約 24%)、「暴力以外の家族・親族の問題」が 144 件(30%)と家族・親族に関する相談内容が過半数を占めています。

また、相談件数の 9 割以上が電話による相談です。



次に、令和4年度の県内における女性の一時保護は 20 件となっており、保護理由の内訳は、「配偶者からの暴力」が10件(50%)、次いで「親からの暴力」5件(25%)など暴力に関係する理由が18件(90%)を占めています。



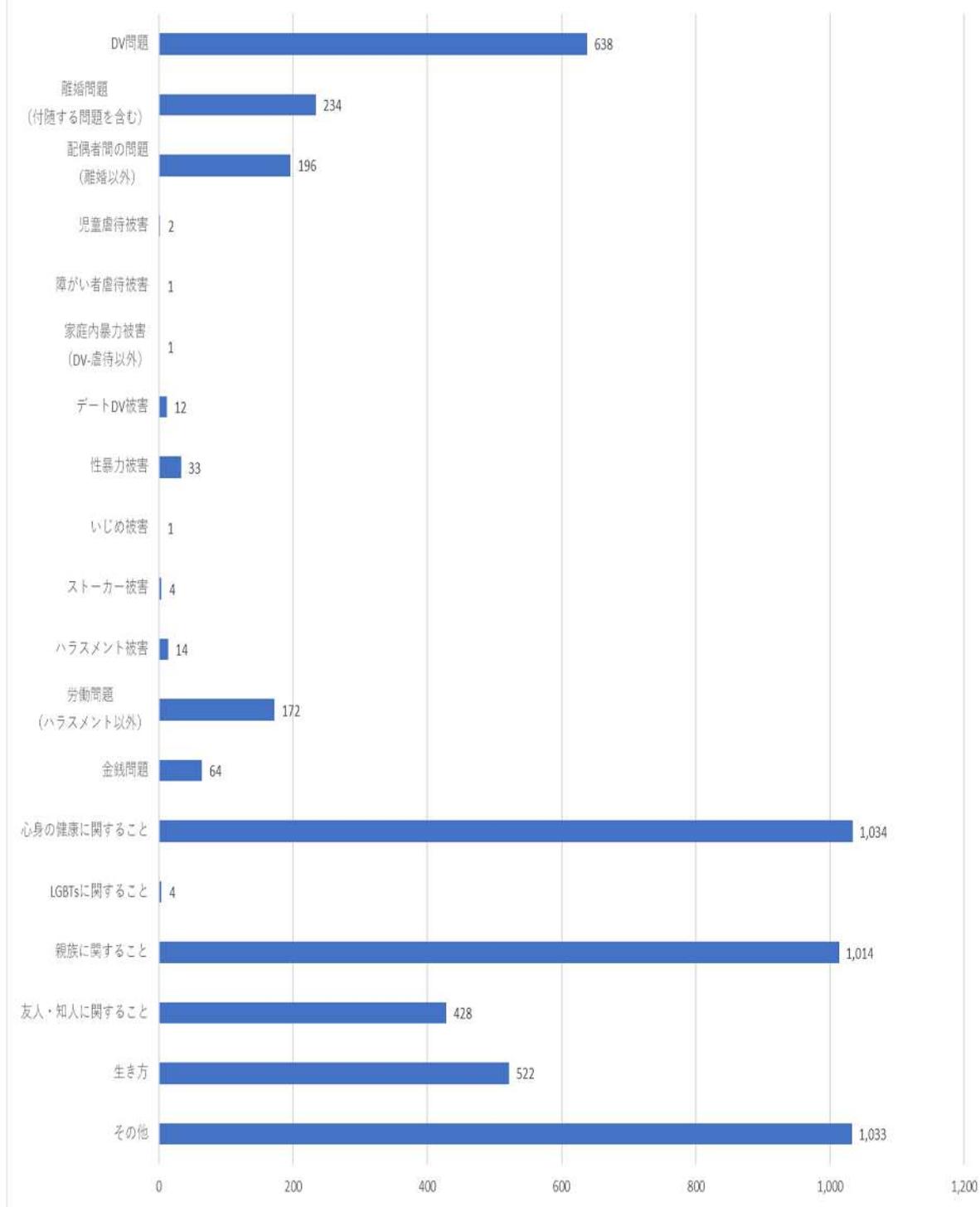
女性の抱える問題が多様化、複雑化していると言われる中、実際の県婦人相談所への相談内容、及びより深刻な「一時保護」の状況を見ると、暴力に関係する事案の割合は高い状況にあるといえます。

次に、県では、県立男女共同参画センター(アバンセ)に設置されている佐賀県 DV 総合対策センターにおいて相談事業を実施しており、「女性のための総合相談」窓口で、女性が抱える家庭や職場、地域などでの様々な問題について、電話や面談で相談員が相談に応じています。同時に、配偶者暴力相談支援センターとして、DV 被害者が抱える複雑な問題についても相談に応じ、相談者のニーズに応じた支援を行っています。

令和4年度の相談件数は、延べ 5,407 件となっており、その相談内容の内訳は、「心身の健康に関すること」が 1,034 件(約 19%)、「親族に関すること」が 1,014 件(約 19%)、「DV 被害」が 638 件(約 12%)と上位です。また、相談分類以外の「その他」の相談も 1,033 件(約19%)と多く、さまざまな相談が幅広く寄せられていることがうかがえます。

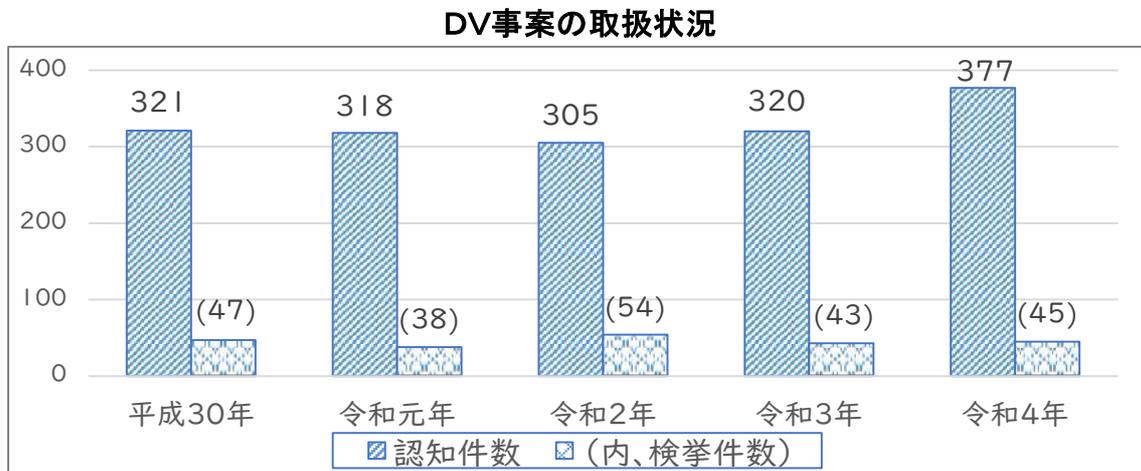
また、婦人相談所と同様に相談件数の9割以上が電話による相談です。

女性のための総合相談件数（令和4年度）



資料:佐賀県立男女共同参画センター

県警察における令和4年のDV認知件数は、377件と平成30年の321件から増加傾向にあります。

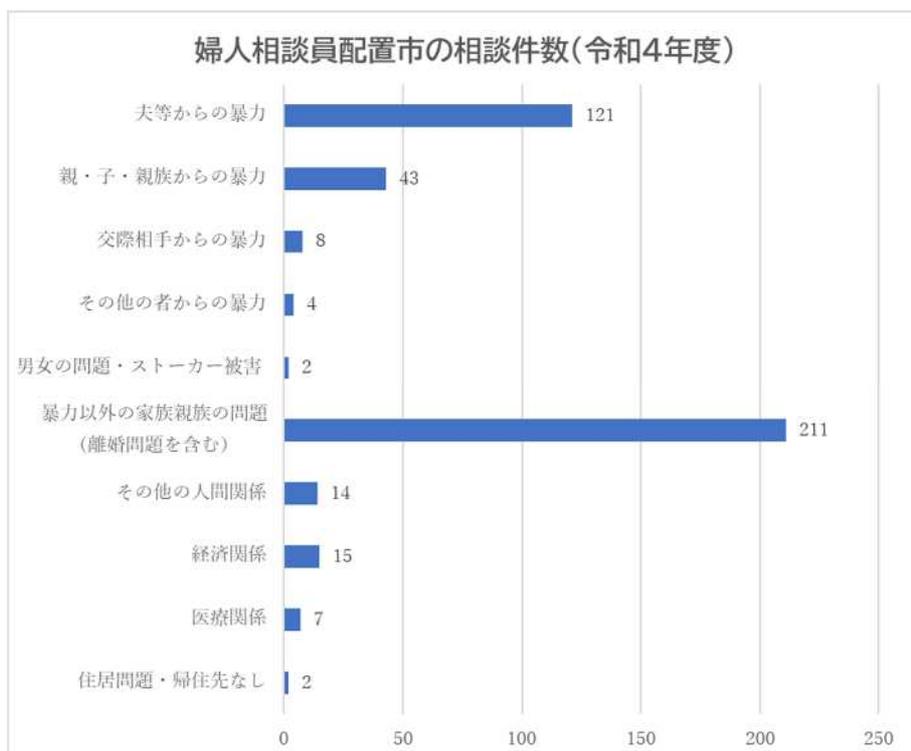


資料: 佐賀県警察本部 生活安全部人身安全・少年課

イ 婦人相談員配置の市の相談窓口の状況

このほか、婦人相談員が配置されている6市合計の令和4年度の相談件数は、延べ427件となっており、その相談内容の内訳は、「夫等の暴力」や「親・子・親族からの暴力」といった「配偶者を含む家族・親族の暴力関係」で164件(約38%)、「暴力以外の家族・親族の問題」が211件(49%)と、家族・親族に関する相談内容が9割程度を占めています。

また、相談件数の7割程度が来所相談となっています。



※婦人相談員設置(令和4年度現在)の市【佐賀・鳥栖・伊万里・武雄・鹿島・嬉野】

ウ 困難な問題を抱える女性への支援にあたり協働が可能な民間支援団体の状況

現在、県内には、婦人保護施設を運営する社会福祉法人やひとり親家庭や寡婦を支援する一般財団法人のほか、女性を支援するNPO法人があります。また、子育て支援など他の目的を主目的とする団体が女性の相談窓口を開設している事例もあり、困難な問題を抱える女性の相談支援の役割を担っています。

また、在住外国人に関する総合相談窓口を運営する公益財団法人があり、外国人女性の相談支援の役割を担っています。

一方で、成人女性の一時保護委託先となり得るような民間シェルターの運営を行う民間支援団体はなく、民間シェルターによる一時保護のニーズがある場合、対応が困難な状況となっています。

8. 位置付け

(1) 策定の趣旨

この計画は、令和4年5月19日に成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年5月19日 令和4年法律第52号）（以下、「法」という。）及び「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（令和5年3月29日厚生労働省告示第111号）の内容並びに県内の現状及び課題を受け、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指すために策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、法第8条第1項に基づき策定するものです。

また、この計画は、佐賀県男女共同参画基本計画の部門別計画とします。

(参考) 第5次佐賀県男女共同参画基本計画
第3部 計画の内容
4 9つの重点目標
(基本方向2) 安全・安心に暮らすことのできる社会づくり
重点目標(5) 生活に困難を抱えたあらゆる人が安心して暮らせる支援
と多様性を尊重する環境の整備

(3) 計画の期間

令和6年度から令和8年度とします。

(4) 基本計画の見直し

基本計画の見直しにあたっては、見直し前に、基本計画に定めた施策の評価を行い、当該評価により得られた結果をもとに、基本計画の見直しを行うこととします。

この評価は、「6. 取組目標」における目標の達成状況や支援に携わる関係者の意見を聴取するなどにより実施します。